



投票済証明書を発行しないことについて

投票済証明書の発行はおこないません、その主な理由としては次のとおりです。

- ・公職選挙法において発行する旨の規定がないこと。
- ・広い意味での「投票の秘密」に触れる恐れがあること。
- ・利益誘導や買収などに利用されるおそれがあること。
- ・投票は個人の自由意思によってなされるべきであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと。

公職選挙法第1条には「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」とあります。ご理解くださいますよう、お願いいたします。